

平成29年度前期分授業料免除 及び徴収猶予の申請について

平成29年度前期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類を下記により配付します。
免除等を希望する者は、下記により申請手続きを行ってください。

記

1. 対象者

- ① 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ② 申請前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者

※特別な事情と認められる場合を除き、標準修業年限以内に在学している者に限ります。
標準修業年限を超えて在籍する者（標準修業年限超過者）については、特別な事情と認められるかどうか諮るため、

- ① 標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書（学生作成用）
- ② 標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書（指導教員作成用）

を申請書類と併せて4月10（月）までに学生生活課へ提出してください。

◆標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書は、こちらからダウンロードできます。

- [標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書（学生作成用）（PDF）](#)
[標準修業年限超過者の授業料免除等出願対象事由調査書（指導教員作成用）（PDF）](#)

※研究生や聴講生、科目等履修生は申請できません。ただし、長期履修学生は申請可能です。

2. 申請要項等の配付期間及び配付場所

配付期間：平成29年2月1日（水）～4月10日（月）（土・日・祝日は除く）

配付時間：午前9時から午後5時まで

配付場所：学生生活課学生支援係（授業料免除・奨学金窓口）《F棟1階》

※申請に必要な書類を市町村役所等から取り寄せるのに時間がかかる場合がありますので、
申請に間に合うよう十分に余裕を持って申請要項を受領してください。

◆平成29年度前期分授業料免除及び徴収猶予の申請書類については、こちらからダウンロードできます。
→ [申請要項等（PDF）](#)

3. 申請受付期間及び受付場所

受付期間：平成29年4月5日（水）～4月10日（月）（土・日は除く）

受付時間：午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

受付場所：大学会館3階 小集会室

※所属学部等によって受付日が異なります。申請要項の受付日程表を必ず確認してください。

※特別な事情があり、所属学部等の定められた受付日に申請が不可能な場合は、受付期間中の他の所属学部等の受付日に提出してください。

※受付期間後の申請は、いかなる理由があっても一切受付できません。受付期間中のいずれの受付日にも提出が不可能な場合は、必ず事前に、学生生活課学生支援係の窓口で相談してください。

4. その他

授業料免除及び徴収猶予は、前期分と後期分、それぞれ申請する必要があります。

平成29年2月1日 学生生活課学生支援係